

# 第1部 特別会計

# 第1章 特別会計制度

## 第1節 国の会計制度の仕組み

国の会計は、毎会計年度における国の施策を網羅して通覧できるよう、単一の会計、つまり「一般会計」で一体として整理することが、経理の明確化及び財政の健全性を確保する見地からは望ましいものとされている。

しかしながら、現在のように、国の行政の活動が広範かつ複雑化してくると、受益と負担の関係や事業ごとの収支が不明確になり、また、その結果として適正な受益者負担・事業収入の確保が難しくなるなど、単一の会計ではかえって国の各々の事業の成績計算、資金の運営実績について適切な計算及び整理ができない場合がある。

このため、一般会計とは経理を別にする「特別会計」を設けることとしている。

特別会計の設置要件については、「財政法」（昭和22年法律第34号）第13条第2項において、

- (1) 国が特定の事業を行う場合
- (2) 特定の資金を保有してその運用を行う場合
- (3) その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限って法律で定めることとされている。

[参考] 「財政法」第13条第2項

国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。

#### 4 第1章 特別会計制度

この規定に沿って特別会計に関する法律に基づいて設置される38特別会計（平成12年度末時点）を5つに分類（『国の予算』による特別会計の内容別に分類）すると次のとおりとなる。

なお、平成元年度から平成12年度の間で特別会計数は変化していないが、平成2年度に簡易生命保険及郵便年金特別会計が廃止され、簡易生命保険特別会計が新設されている。また、平成5年度に石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計が廃止され、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計が新設されている。

##### (1) 事業特別会計……11会計

公共性の高い継続的な事業をできるだけ能率的に運営するため、一般会計から切り離してその収支を明確にするものが該当。

###### ① 企業特別会計

- ・造幣局 ・印刷局 ・アルコール専売事業
- ・国有林野事業 ・郵政事業

###### ② 公共事業特別会計とその他の事業特別会計

- ・道路整備 ・治水 ・国営土地改良事業
- ・港湾整備 ・空港整備 ・郵便貯金

##### (2) 保険事業特別会計……11会計

保険事業を行う特別会計であるから、広い意味の事業特別会計に属する。保険料、再保険料等とその収入とし、支払保険金、支払再保険金等とその支出としているものが該当。

###### ① 社会保険特別会計

- ・厚生保険 ・船員保険 ・国民年金
- ・労働保険

###### ② 農林漁業保険特別会計

- ・農業共済再保険 ・森林保険
- ・漁船再保険及漁業共済保険

###### ③ 信用保険特別会計

- ・貿易保険

- ④ その他の保険特別会計
  - ・簡易生命保険 ・地震再保険
  - ・自動車損害賠償責任再保険

(3) 管理特別会計…… 8 会計

特定の行政目的を遂行するため物又は营造を管理するものが該当。

- ① 流通管理特別会計
  - ・食糧管理
- ② その他の管理特別会計
  - ・外国為替資金 ・農業経営基盤強化措置
  - ・国立病院 ・国立学校 ・自動車検査登録
  - ・特許 ・登記

(4) 融資特別会計…… 3 会計

国が政策的な要請から投融資事業を行う場合にその投融資事業の経理を明確にするために設けられているものが該当。

- ・資金運用部 ・産業投資
- ・都市開発資金融通

(5) 整理特別会計…… 5 会計

一定の資金の受払いを整理してその経理状況を明確にするための特別会計であって、その会計自体としては事業や融資を行うものではないものが該当。

- ・国債整理基金
- ・交付税及び譲与税配付金
- ・特定国有財産整備
- ・石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策
- ・電源開発促進対策

次章以降、区分経理されている特別会計ごとに説明する。

〔参考〕特別会計制度の沿革

会計法、会計規則は、一般会計における現金収支を經理する会計制度を規定したものであるが、これは一般会計のみならず、すべての会計制度に準用される基本原則を定めたものであった。

我が国では、明治以来、特別会計の数が極めて多いことを特色とした。会計制度以前に、一般の会計とは別個に設置された特別の会計は別途会計と称され、明治9年9月「作業費区分及受拂例則」が布達されて、初めて制度化された。別途会計は、まず官営諸事業に関して設置され、官業以外のものでも一般会計と混同することを適当とみなされないものについては、別途会計がたてられた。

しかし、これらの会計は、その収支に関する法規がなく、ただ必要に応じて整理手続を定めたにすぎなかった。すなわち、会計法制度以前においては、一般会計に対する特立の制度として別途会計という制度が確立していたわけではなかった。明治22年、会計法が制定されるに及んで特別会計の制度を歳計統一原則の例外として確立したのである。これによれば、会計法に規定しない事項をも個々の特別会計法によって規定しうることとなり、かかる便法は以来しばしば利用されることになった。

これを契機として、従来の別途会計は廃止され特別会計が設置されたが、その数は明治23年度においては33を数えている。その後、時代の必要に応じて、新設、廃止がしばしば行われ、明治30年度には41、明治39年度には60、明治40年度には32に減じ、明治末年には37を数えている。

その後、大正に入ってからでも既存の特別会計の整理統合が行われつつ、新設もあったため、大正12年度には39、大正14年度には30の特別会計が存在していた。

昭和に入ってから、大正末期までの特別会計制度の後を受けて、初期は社会政策的な特別会計の新設が続き、昭和4年度は34の特別会計を数えた。その後もその時代を背景とした政策等により、昭和20年度には特別会計の数は39となっている。

昭和22年に「財政法」が制定されて特別会計の設置に関しては、「国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。」（「財政法」第13条第1項）と規定された。しかし、「財政法」第13条はその設置基準に関して明確に規定しているので、この規定に従い特別会計の濫設は厳に慎み、やむを得ない場合のほかは設

けないこととし、その会計処理に関しては特別会計法、「財政法」、その他関係法令の定めるところに従って行わなければならない。

その後、この「財政法」の規定の下で、戦後の特別会計の新設、改廃が行われて今日に及んでいる。<sup>1)</sup>

〔注〕

- 1) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第17巻「会計制度」(昭和34年、東洋経済新報社)、財政金融法規研究委員会編『財政金融法規解説全集 財政編Ⅱ』(昭和45年、大成出版社)。